

災害救助法の概要 (令和2年度)



内閣府政策統括官（防災担当）
避難生活担当、被災者生活再建担当

1. 災害救助法とは何か ①沿革、法制上の位置づけ

1. 沿革

- 災害救助に係る法律としては、明治32年制定の「罹災救助基金法」があったが、同法は、
 - ① 基金に関する法律で、救助活動全般にわたる規定が設けられていなかったこと
 - ② 支給基準が地方ごとで異なり、地域格差があったことに加え、終戦後の物価高騰で基金のみでは財源が不足すること等の問題があり、昭和21年の南海地震を契機に、これに代わるものとして、昭和22年に「災害救助法」が制定された。
- 昭和28年及び34年の法令改正で、救助項目の追加が行われた。
- 昭和34年の伊勢湾台風等を契機として、災害対策の総合性・計画性を確保するとともに、広域的な大規模災害に対応する体制を整備するために、昭和36年に「災害対策基本法」が制定され、災害救助法の一部が災害対策基本法に移管された。
- 平成11年の地方分権一括法の制定により、災害救助法は従前の「機関委任事務」から「法定受託事務」となった。
- 平成23年の東日本大震災を受けて、「災害対策基本法」をベースに防災、発災後の応急期対策、復旧・復興を一元的にカバーする内閣府へ「災害救助法」を移管することで発災後のより迅速な対応を行うため、平成25年10月に同法は内閣府に移管された。
- 平成23年の東日本大震災、平成28年熊本地震を教訓に、内閣総理大臣の指定する救助実施市の長による救助の実施が可能となる法改正を行った。
- 令和元年台風第15号を契機として、住宅の応急修理の制度を一部損壊（損害割合10%以上20%未満）までに拡充を図る。

<参考> 一 災害救助項目追加の変遷一

法制定時[昭和22年]

- 収容施設の供与 ○ 炊出しその他の食品の給与 ○ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 医療及び助産 ○ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与 ○ 学用品の給与 ○ 埋葬

昭和28年法改正

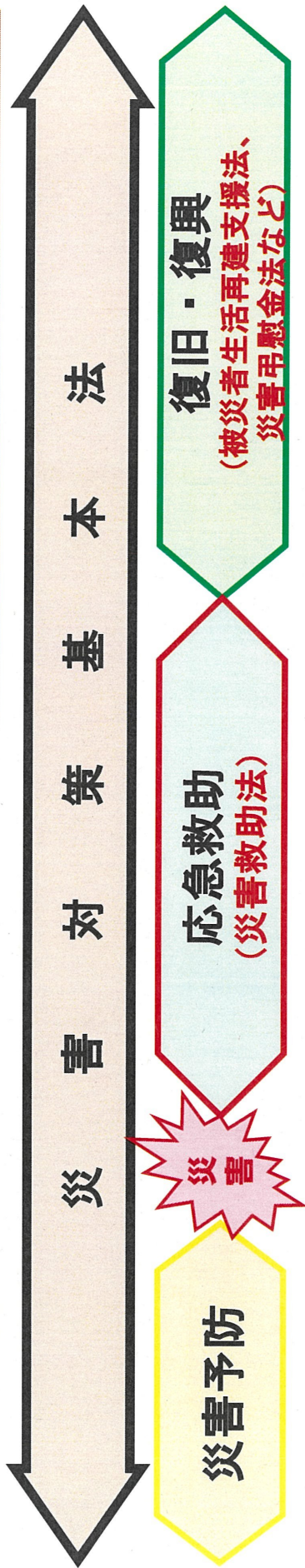
- 飲料水の供給 ○ 被災者の救出 ○ 住宅の応急修理 を追加 ○ 収容施設に応急仮設住宅を含むことの明文化

昭和34年政令改正

- 死体の搜索及び処理 ○ 障害物の除去 を追加

2. 災害対策法制上の位置づけ

○ 我が国の災害対策法制は、災害の予防、発災後の応急期の対応及び災害からの復旧・復興の各ステージを網羅的にカバーする「災害対策基本法」を中心に、各ステージにおいて、災害類型に応じて各々の個別法によって対応する仕組みとなっており、「災害救助法」は、発災後の応急期における応急救助に対応する主要な法律である。



3. 災害救助法の適用でどう変わる？

		市町村（基礎自治体）	都道府県
救助法を適用しない場合 救助法を適用した場合	救助法を適用しない場合	救助の実施主体 (基本法5条)	救助の後方支援、総合調整 (基本法4条)
	救助の実施	都道府県の補助 (法13条2項)	救助の実施主体 (法2条) (救助実施の区域を除く(法2条の2))
	事務委任	事務委任を受けた救助の実施主体 (法13条1項)	救助事務の一部を市町村に委任可 (法13条1項)
	費用負担	費用負担なし (法21条)	掛かった費用の最大100分の50 (残りは国が負担)(法21条)

5. 救助の程度、方法及び期間

(1) 一般基準

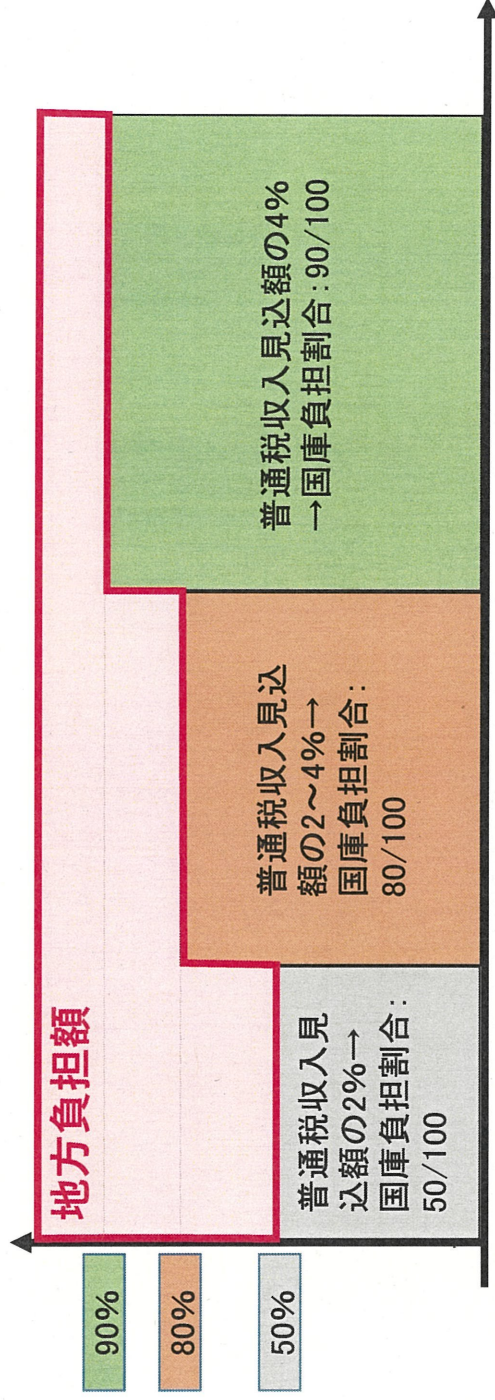
救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、内閣総理大臣が定める基準
(※)に従い、あらかじめ、都道府県知事等が、これを定める。(※ 平成25年内閣府告示第228号)

(2) 特別基準

一般基準では救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、特別基準を定めることができる。

6. 国庫負担

普通税収入見込額の割合		国庫負担割合
① 収入見込額の 2 / 100 以下の部分	→	50 / 100
② 収入見込額の 2 / 100 超 4 / 100 以下の部分	→	80 / 100
③ 収入見込額の 4 / 100 超の部分	→	90 / 100



例: 普通税収入約1000億円の自治体において、救助費用100億円が生じた場合
国庫負担額 = ①(20億円の50%) + ②(20億円の80%) + ③(残り60億円の90%) = 計80億円

<参考> 住まいの視点からみた災害救助法の救助

